

岩手県監査委員告示第30号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第14号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 公益財団法人ふるさといわて定住財団

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年1月24日

(2) 本監査実施日 平成26年2月14日

3 監査結果の公表の日 平成26年3月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託費及び給料手当の会計処理に当たり、会計年度を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	会計年度を誤って処理した事項については、職員全員で関係規程を改めて習読・理解し、正確な事務処理業務の向上を図るとともに、複数の職員によるチェック体制を整えること等により再発防止に努める。